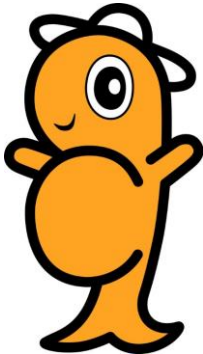


岩手県野田村 移住コーディネーター募集要項

～「移住・定住」「情報発信」「交流」「ワーケーション」～

1. 募集人数 若干名

2. 応募条件

- 
- (1) 年齢・性別は問いません（家族での居住も歓迎）
 - (2) 地域要件 次のいずれかとします。
 - ① 申込み時点で、3大都市圏または地方都市等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）（総務省の地域おこし協力隊地域要件）に在住している方
⇒「地域おこし協力隊」制度による任用を前提とします。
 - ② ①に規定する地域に在住していない方
⇒「移住コーディネーター」制度による任用を前提とします。
- 以下、共通要件です。
- (3) 採用後に野田村に住民登録を移し居住できる方
 - (4) 移住コーディネーターとしての活動期間終了後も野田村に定住し、就業しようとする意欲をもっている方
 - (5) 過疎地域の活性化に意欲があり、地域住民とともに積極的に活動ができる方
 - (6) 心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方
 - (7) 普通自動車運転免許を有する方
 - (8) パソコンの基本ソフト（ワード、エクセルなど）の一般的な操作ができる方
 - (9) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方

（地方公務員法抜粋）

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日〔昭和二十二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 活動内容

移住・定住の拡大のため、移住希望者が生活環境や地域の様子など、野田村での暮らしをイメージし、「自分らしい生き方」が野田村で実現できるよう、移住コーディネーターとして幅広くサポートいただきます。

また、野田村の魅力を随時紹介するための情報発信や、民泊体験などの交流事業のコーディネートを行っていただきます。

併せて、ワーケーションやリモートワーク、サテライトオフィス等を通じた関係人口の拡大と地域活性化に向けて、ワーケーション等を行うための空間整備や利活用のための営業活動を進めながら、ワーケーションサイトによる事例紹介、地域課題とのマッチングや交流情報の発信など、幅広くコーディネートを行っていただきます。

<主な活動内容（予定）>

「移住・定住」関係

- 移住相談窓口の運営
- 住まいや仕事、行事・慣習など地域の情報発信
- 移住相談会等の開催（国や県が主催するイベント等への参加を含む）
- 移住体験の企画・実施
- 移住希望者に対する職業紹介、就職支援
- 空き家バンクの運営

「情報発信」関係

- 毎日の情報発信（地域づくりや観光情報など分野を問わない魅力発信）
※村ホームページ、Facebook など
- 「心はいつものだ村民」へのメールマガジン配信
※「心と心でつながっている準村民」として登録する制度です
- 定住交流ブログ「のだ村に暮らすのだ！」による旬の話題発信

「交流」関係

- のだ暮らし体験村（民泊体験などの交流事業）のコーディネート

「ワーケーション」関係

- リモートワーカーの意見等を踏まえた空間づくり
- ワーケーション等導入検討企業などへの営業活動
- お試しワーケーションの企画・実施
- 地域とリモートワーカーとの交流づくり
- 地域課題とリモートワーカーとのマッチング
- 野田村ワーケーションサイト（構築予定）の運営

※このほかにも、農林水産や商工観光のお手伝いをしながら、移住コーディネーターをするなど、複合的な仕事も可能です。季節的な一次産業の仕事も多い野田村で、自分に合った生活を見つけてみませんか？

4. 活動場所

村内全域（事務所は野田村役場内）

5. 身分

野田村の会計年度任用職員（フルタイム）となります。

6. 任期

採用後から最長3年間

ただし、業務・活動状況を勘案して、1年ごとに更新する予定です。

※活動期間終了後について、事前に相談のうえ、さらに任期を延長する場合があります。

（「地域おこし協力隊」制度による任用の場合、「移住コーディネーター」制度へ切り替える場合あり。）

7. 勤務日・勤務時間

週5日、38時間45分勤務（7時間45分×5日）

- ・実際の業務に応じてローテーションを組みます。
- ・上記時間を超える場合は、代休対応または時間外勤務手当対応とします。

8. 待遇・福利厚生

- (1) 給料 月額147,400円～201,700円（修学・社会人経験年数により計算した金額）
（ただし、社会保険料、雇用保険料、厚生年金保険料の本人負担分が差し引かれます。）
※村の職員（一般職）の給料改定がある場合、これに準じて給料月額を改定する場合があります。
- (2) 期末手当 6月・12月にそれぞれ1.3月分支給されます。
（ただし、任用時期によって異なります。例えば令和3年4月1日任用の場合は、令和3年6月のみ0.39月分となり、12月分以降は1.3月分となります。）
- (3) 休暇 年次休暇、特別休暇、病気休暇、介護休暇、介護時間
※年次休暇（有給休暇）の日数や特別休暇の具体的な取扱い等は、本村の「会計年度任用職員の給与等に関する規則」の規定によります。
（特別休暇のうち有給休暇となるものは、「公民権行使、裁判員・証人、結婚休暇、忌引休暇、夏季休暇、短期介護休暇、子等の看護休暇、生理休暇、災害時住居滅失、災害時通勤困難、災害時危険回避」です。）
- (4) 住居 村が用意し、敷金・礼金・家賃は村が負担します。
（ただし、日常生活用品及び光熱水費は自己負担となります。）
- (5) 活動車両 村が用意します。

9. 応募手続き等

(1) 応募方法

郵送またはメール

(2) 応募期間

随時受付します。

(ただし、選考については、応募状況により随時行います。)

(3) 提出書類

次の書類を提出してください。また、提出された個人情報については本公募のみに使用し、その他の目的には使用しません。なお、選考結果にかかわらず、応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

・ 様式1 野田村移住コーディネーター申込書

・ 様式2 野田村移住コーディネーター応募レポート

(テーマ：「応募の動機」、「取り組んでみたいこと。」(800字程度))

※住民票謄本や普通自動車運転免許証の写しなど、その他の書類については、第1次選考後、必要に応じて提出を求めます。

(4) お申し込み・お問い合わせ先

〒028-8201 岩手県九戸郡野田村大字野田第20地割14番地
野田村役場 未来づくり推進課「移住コーディネーター募集」担当
☎ 0194-78-2963 FAX 0194-78-3995
E-mail mirai_mi@vill.noda.iwate.jp

(5) 応募書類郵送の際は、封筒表に「野田村移住コーディネーター応募」と記載してください。

(6) 募集に関する質問は、様式3「野田村移住コーディネーター申込みに関する質問票」により、ファックスまたはメールで行ってください。

10. 選考

(1) 第1次選考

応募状況に応じて随時書類選考を行い、可否を応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に、面接試験を実施します。日時や場所等については、第1次選考結果を通知する際にお知らせします。

なお、面接に係る旅費の一部を助成します。